

平成26年11月22日実施

平成27年度 神戸大学 大学院 法学研究科 実務法律専攻
入学試験 試験問題

法律科目〔 憲法・行政法 〕

第1問 [50点] (答案用紙の試験科目欄には「憲法」と記入してください。)

以下の文章を読んで、小問(1)(2)に答えよ。

2010年に衆議院選挙が解散され選挙が公示されると、Xは、A選挙区からの立候補を届け出たBに投票を得させることを目的として、知人の選挙人方5戸を戸々に訪問してBへの投票を依頼した。

Xは公職選挙法138条、239条1項3号違反により起訴された。

(1) あなたがXの弁護人であり憲法上の主張を行おうとする場合、どのような憲法上の主張が考えられるだろうか。

(2) 設問(1)の憲法上の主張に対して想定される反論を簡潔に述べた上で、その主張に関するあなた自身の見解を述べなさい。

第2問〔50点〕（答案用紙の試験科目欄には「行政法」と記入してください。）

飲食店を営むAは、自らの店舗の広告を増やすことを考え、これまで自らの店舗（自社ビル）の屋上にだけ設置していたもの（以下、「旧看板」という）に加え、Bが所有するビルの屋上にも、賃料を払って新たな看板（以下、「新看板」という）を設置した。

ところが、平成26年7月4日にC県職員がこの新看板を調査させてほしいと訪ねてきた。職員に調べてもらったところ、同月14日になって、「Bさん所有のビルの看板については無許可であるので、撤去してもらいたい」との連絡を電話で受けた。その間、C県職員から「Bさん所有のビルの看板について許可を取られたことはありますか」との電話が一本あっただけで、ほかに、AとC県庁との間になんらやりとりはなかった。

Aは、旧看板を設置した約10年前から今日まで、C県庁からなんらの指摘も受けたことはないため、およそ店の看板に許可が必要だとは考えておらず、C県職員になぜ許可が必要なのかと問いただしたが、職員は、「(a)Bさん所有のビルに設置された看板は、法律と条例に照らして許可が必要です。(b)Aさんの店舗に設置された看板についても許可が必要であったかどうかは今ただちにはわかりません」と答えるばかりであった。

Aとしては、いまさら新看板を撤去したくないので、今から許可を申請してはだめかとC県職員に相談したところ、「後から許可をとっても無許可に変わりありませんが、(c)そもそも仮に許可申請がなされていたとしても、許可基準に照らしてこの看板は大きすぎており、許可できないものです」との回答が電話であった。

Aがなおも新看板を撤去しないでいたところ、同月31日にC県職員が訪ねてきて、同日付けの県知事名の書面を手渡された。その書面には、新看板について「屋外広告物法7条1項およびC県屋外広告物条例23条2項に基づき、平成26年9月30日までに除却することを命ずる」と記されていただけであった。

次の問いに答えなさい。

(1) C県屋外広告物条例の性質は、いわゆる自主条例（固有条例等とも呼ばれる）か、それとも委任条例かを、理由とともに簡潔に説明しなさい。

(2) C県職員の(a)(b)(c)の各発言のうち、新看板に関する(a)と(c)については、屋外広告物法およびC県屋外広告物条例に照らして、その発言内容がどのような法的根拠に基づくものであるかを推測して説明しなさい。また、旧看板に関する(b)については、屋外広告物法およびC県屋外広告物条例に照らして、許可

が必要であったかどうかをどのように判断すべきか答えなさい。

説明にあたっては、(a)(b)(c)のいずれについての解答かを明示するとともに(解答する順番は問わない)、いずれについても、屋外広告物法およびC県屋外広告物条例の関係条文を必ず指摘すること(項や号があるときはそこまで示すこと)。

なお、新看板の設置時のみならず、旧看板の設置時にも、C県屋外広告物条例の適用があるものとし、屋外広告物法にいう看板と広告板の区別については考えなくてよいものとしなさい。

(3) 平成26年7月31日付けの書面は、行政処分である。この処分が、手続面で違法とされる見込みがどの程度あるか検討しなさい。

なお、C県においては、行政手続法と同趣旨の行政手続条例が制定されているものとし、本件ではどちらが適用されるのかも、理由とともに明らかにすること。

屋外広告物法

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置並びにこれらの維持並びに屋外広告業について、必要な規制の基準を定めることを目的とする。

(定義)

第2条① この法律において「屋外広告物」とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

② (略)

第2章 広告物等の制限

(広告物の表示等の禁止)

第3条① 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観又は風致を維持するために必要があると認めるときは、次に掲げる地域又は場所について、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止することができる。

一 都市計画法(……)第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、景観地区、風致地区又は伝統的建造物群保存地区

二～五（略）

六 前各号に掲げるもののほか、当該都道府県が特に指定する地域又は場所

②③（略）

（広告物の表示等の制限）

第4条 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、広告物の表示又は掲出物件の設置（前条の規定に基づく条例によりその表示又は設置が禁止されているものを除く。）について、都道府県知事の許可を受けなければならないとすることその他必要な制限をすることができる。

（広告物の表示の方法等の基準）

第5条 前条に規定するもののほか、都道府県は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、条例で、広告物（第3条の規定に基づく条例によりその表示が禁止されているものを除く。）の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法の基準若しくは掲出物件（同条の規定に基づく条例によりその設置が禁止されているものを除く。）の形状その他設置の方法の基準又はこれらの維持の方法の基準を定めることができる。

第3章 監督

（違反に対する措置）

第7条① 都道府県知事は、条例で定めるところにより、第3条から第5条までの規定に基づく条例に違反した広告物を表示し、若しくは当該条例に違反した掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は相当の期限を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

②～④（略）

C 県屋外広告物条例

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、屋外広告物法(昭和24年法律第189号。以下「法」という。)の規定に基づき、屋外広告物(以下「広告物」という。)の表示及び広告物を掲出する物件(以下「掲出物件」という。)の設置並びにこれらの維持並びに屋外広告業について必要な規制を行い、もって良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例における用語の意義は、次に定めるもののほか、法の例による。

一 広告主 広告物又は掲出物件(以下「広告物等」という。)を表示し、又は設置することを決定し、自ら又は屋外広告業者(第 30 条第 1 項又は第 3 項の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。)その他の事業者(以下「屋外広告業者等」という。)に委託する等の方法により、当該広告物等を表示し、又は設置する者をいう。

二 (略)

三 自家用屋外広告物 自己の名称、氏名、住所、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容等を表示するため、自己の住宅、店舗、事業所、営業所等又はそれらの敷地内に表示し、又は設置する広告物等をいう。

四 (略)

第 2 章 広告物等の制限

(禁止地域等)

第 6 条 次に掲げる地域又は場所には、広告物等を表示し、又は設置してはならない。

一 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条第 1 項の規定により定められた第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域

二～六 (略)

(許可)

第 9 条① 県の区域(第 6 条が定める禁止地域等を除く)に広告物等を表示し、又は設置しようとする者は、規則で定めるところにより、県知事の許可を受けなければならない。

② 県知事は、前項の許可の申請があった場合において、当該申請に係る広告物等が第 6 条から前条まで、及び第 13 条から第 16 条までの規定に適合すると認められるときでなければ、当該許可をしてはならない。

(許可を受けずに表示し、又は設置することができる広告物等)

第 12 条① 次に掲げる広告物等は、第 6 条第 1 項、第 9 条及び第 16 条の規定にかかわらず、表示し、又は設置することができる。

一 他の法令又は条例の規定により表示又は設置を容認し、又は義務付けられた広告物等

二～三 (略)

四 自家用屋外広告物で規則で定める基準に適合するもの

五～七 (略)

②③(略)

(広告物等に係る基準等)

第16条① 次に掲げる広告物等は、その表示又は設置の場所、位置、形状、規模、色彩等について、規則で定める基準に適合しなければならない。

一 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物(以下「建築物」という。)の屋上を利用する広告物等

二～十(略)

②(略)

第3章 監督

(許可の取消し、除却その他の措置)

第23条① この条例の規定による許可を受けた広告物等が、良好な景観若しくは風致を著しく害し、若しくは公衆に対して危害を及ぼすおそれがあると認められるに至ったとき、当該許可の申請書に虚偽の事項があったとき、又は第17条第1項の規定により付した条件に違反したときは、県知事は、当該許可を取り消し、又は当該広告物等を表示し、若しくは設置する者若しくはこれを管理する者に対して、相当の期限を定め、当該広告物等の改修、移転、除却その他必要な措置を命ずることができる。

② 前項に定めるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則等に違反した広告物等があるときは、県知事は、当該広告物等を表示し、若しくは設置する者又はこれを管理する者に対して、当該広告物等の表示若しくは設置の停止を命じ、又は相当の期限を定め、当該広告物等の改修、移転、除却その他必要な措置を命ずることができる。

③～④(略)

平成26年11月22日実施

平成27年度 神戸大学 大学院 法学研究科 実務法律専攻
入学試験 試験問題「出題の意図」

法律科目〔 憲法・行政法 〕

第1問（憲法）

本年度は、試験時間が短縮されたこと等を考慮して、非常に基本的な論点について知識の有無・理解の深度をストレートに問う問題を出題した。

ただ、基本的な論点であれば解答は容易であるということには必ずしもならない。表面的な理解にとどまらない正確で深い知識を得ることは、一朝一夕にはできないので、日頃からの努力を怠らないようにしてほしい。本年度の問題でいえば、最高裁は、戸別訪問規制について、当初は、典型的な公共の福祉論によって合憲判断を行ってきたが、その後、猿払判決型の合憲判断を採る判例が現れた。このことは当然に知っているであろうが、では、この変化はどのような点でどのように変わったといえるのか。また、猿払判決型の合憲判断が憲法学説から厳しく批判されていることは当然に知っているであろうが、それはどのような点をどのように批判するものであるのか。これらのことについて正確に理解したうえで、設問に答えることが求められている。伊藤正己裁判官の有名な個別意見についても、同様である。

第2問（行政法）

□ 基本概念の理解をみる問い。

自主条例と委任条例をどう定義し（講学上の概念であることに注意）、その定義を条文にどうあてはめるかをことが重要である。必ずしも一義的な正解がない問いであるため、いわゆる現場的な思考力と説得的な論述力を見る問いでもある。

(2) 個別法のしくみが理解できているかをみる問い。

禁止区域、許可区域、許可基準、適用除外などの相互関係を条文から読みとることが重要である。

(3) 行政手続法・条例の適用ができるかをみる問い。

この問いにどう答えるかが、上記(1)の解答と整合していなければならないことにも気づくことが望ましい。

平成26年11月22日実施

平成27年度 神戸大学 大学院 法学研究科 実務法律専攻

入学試験 試験問題

法律科目〔 刑法・刑事訴訟法 〕

第1問 [5.0点] (答案用紙の試験科目欄には「刑法」と記入してください。)

以下2問について、問1の解答は「第1問 答案用紙」の(1)-(2)頁に、問2の解答はその(3)-(4)頁に収まる範囲内で、簡潔に答えなさい。

問1 「被害者を利用した殺人」と評価されうる具体的な事例を一つ示した上で、自殺関与罪(刑法202条前段)との対比に言及しつつ、当該事例に殺人罪(刑法199条)が成立するために必要となる条件について説明しなさい。

問2 窃盗罪(刑法235条)などの「財物奪取罪」において奪取が前提とする占有と、横領罪(刑法252条1項)が前提とする占有はどのような関係にあるか。銀行預金を例として、対比しながら説明しなさい。

第2問 [50点] (答案用紙の試験科目欄には「刑法」と記入してください。)

以下の【事例】の某日におけるXとYの罪責を論ぜよ。

【事例】

XとY女は、夫婦であるが、2人とも失職し、生活費に困る状態であり、近所のスーパーマーケットで購入した生鮮食料品をわざと腐らせ、それを店に持って行ってクレームをつけ、返金される代金とそれに上乗せされた金銭をあわせた「見舞金」を得るということを繰り返していた。

某日、XとYは、示し合わせて、近所のスーパーマーケット甲で刺身を購入してわざと腐らせた上で、いつも通り、それを持参して「見舞金」を得る目的で、自家用車に乗って、甲に赴いた。甲のサービスカウンターに行き、Yが、同所の店員Aに対して、「この刺身が最初から腐ってたんだけど、どうしてくれるの?」と申し向けた。Aは、XとYが過去に繰り返し同様のクレームをつけていることを承知しており、Yらの話が嘘であることを確信し、予め、上司Bとの間で、XとYには二度と金銭の支払いにも代金の返金にも応じないと決めていたため、「生鮮食料品の返品には一切応じることはできません」と丁寧に繰り返し説明した。YとAのやり取りを見て、らちが明かないと見たXは、Yに「どけ」と言って入れ替わり、大声で、「この店は腐った物売りつけて返金もしないのか、それぐらいの誠意を見せろ!何だったらこんな店、ぶっ壊してやるぞ!」と怒鳴りつけた。Aは「大声を出されては困ります。通報しますよ」と言い返す等、押し問答をはじめた。Yは、その様子を見て、甲の対応がこれまでと異なることで思わぬ成り行きになったことに動揺すると同時に、Xは一度怒り出すと何をしでかすかわからず、激高して騒動に巻き込まれたり、本当に警察が来たら困ると思い、逃げようと考え、こっそりとその場を立ち去り、駐車場の自家用車のところに戻った。

ところが、自家用車は何者かに盗まれており、それに気づき、早く逃げなければと焦ったYは、駐車場に止めてあった自分たちの車と同車種の車(甲で買い物中のCが所有する車で鍵がささったまま)に、逃走に用いるため乗り込み、エンジンを始動させた。しかし、このままXを置き去りにして逃げると、後でどのような目に遭うかわからないと思い直し、車を甲の出入り口付近まで移動して停車させ、焦りつつも、Xが出てきたら一緒に逃走するために待機した。

Xは、手を出したり、凶器を示したりはせず、怒鳴り続けたものの、Aが全く応じようとしないので、「こんな店、二度とくるか」と言い捨てて、甲の出口から出て、Yが運転席に乗っている車の助手席に、自分たちの自家用車であることは何も疑わずに、乗り込んだ。Yが車を発進させようとしたところ、た

また戻ってきた C が、車を取り返すべく車の行く手を遮ったため、発車できなくなった。それを見た事情を知らない X が、苛立ちながら、Y に「誰や？とっとと轆くぶりでもして追い払え」というので、Y は、車をバックさせ、C に向かって突進させたところ、C は慌てて横に逃げた。Y はそのまま車を運転して、X とともに、自宅へ帰った。（建造物侵入、特別法違反については論ずる必要はない。）

第3問 [50点] (答案用紙の試験科目欄には「刑事訴訟法」と記入してください。)

次の〔事例〕を読んで、〔問題〕に解答しなさい。

〔事例〕 被疑者 X の覚せい剤取締法違反につき捜査を進めていた N 警察署では、K 地方裁判所裁判官に対し請求して、罪名を「覚せい剤取締法違反」、捜索すべき場所を「K 市 N 区 M 町 1 丁目 2 番 KLS 第 4 ハイツ 412 号室 X 居宅」、差し押さえるべき物を「本件に関連する覚せい剤、電子秤、ビニール袋、注射器、メモ・手帳、被疑者使用のスマートフォン」とする捜索差押許可状の発付を適法に受けた。司法警察員 P、Q らはこの許可状を携えて被疑者宅に赴き、X 立会いのもとに捜索を所定の手続にしたがって開始した。

部屋には衣装ダンスが備え付けられており、P がそれを開けると、コートが吊るされていた。P は、このコートをダンスから取り出して、X に何も尋ねることなく、そのポケットの中を調べた (①)。中からは未使用の注射器と X のものと思われる手帳が発見された。

Q のほうは、伝票に依頼主兼受取人として X の氏名が記された菓子箱様の箱が、包装されたまま未開封で床におかれているのを発見した。不審に思った Q が、X に対して「これは何か」と尋ねたところ、X は卒然とこの箱を引っかき居宅玄関から外に飛び出してしまった。Q はこれを追いかけて、KLS 第 4 ハイツ出入口を出たところでやっと追いつき、X を制止し箱を取り上げた上で、その場で箱を開封しその中身をあらためた (②)。そうしたところ、ビニール袋に入った覚せい剤が発見された。

〔問題〕 下線部①、②の行為は、それぞれ適法か。

平成26年11月22日実施

平成27年度 神戸大学 大学院 法学研究科 実務法律専攻
入学試験 試験問題「出題の意図」

法律科目〔 刑法・刑事訴訟法 〕

第1問（刑法）

基礎知識の有無を試すために、2つの小問で、総論から「実行行為」・各論から「占有」という、基本的な概念の理解を問うものである。前者では、自殺強制や偽装心中の事例を示して同意論・間接正犯論との関係を、後者では窃盗と横領を対比しつつ預金の引出・流用の扱い方を説明することが望まれる。

第2問（刑法）

本問は、事例を素材として、刑法総論・各論にまたがる基本的知識を確認する問題である。具体的には、詐欺の実行の着手と不能犯、恐喝への発展による共犯過剰（共謀の射程）および片面的共犯、窃盗の成立、事後強盗の成否、情を知らない者の事後強盗への加功の処理等が問題となり、総論の基本論点および各論の構成要件の正確な理解を組み合わせることを求めるものである。

第3問（刑事訴訟法）

捜査のための令状に基づく捜索、及びそのための必要な処分^①の適法性につき、事例に即して適切に論ずることができるかを尋ねた。まず、下線部①の適法性は、捜索対象として令状には一定の「場所」しか記載されていない場合にも、当該「場所」に存在する「物」をも捜索することができるのかという点に関わる。一般に、上記のような「物」の捜索も令状記載の範囲に含まれるものとして許されると解されており、また捜索それ自体が、令状記載の差押対象を探し、差し押さえるために行われるものであることから、当然、その対象は差押対象に一致するわけでもない。このようなところを、理由とともに論じてほしいというのが出題の趣旨であった。つぎに、下線部②の適法性は、令状記載の「場所」から持ち出され、令状どおりの捜索の実施に妨げが生じた場合にも、なお適法に対処しうるかという点に主として関わる。本来であれば、令状記載の捜索場所で中身を適法に調べることができたはずのところ、妨害により外に持ち出され、持ち出された先で調べることに責に帰すことができない特段の不利益が生じない場合にまで、およそ適法に対処する余地がないとは考えられないで

あろう。搜索場所以外での内容確認が「搜索」そのものであるかも含めて、このことを論じ結論を示してもらうのが狙いであった。

平成26年11月22日実施

平成27年度 神戸大学 大学院 法学研究科 実務法律専攻
入学試験 試験問題

法律科目〔 民法・民事訴訟法・会社法 〕

第1問 [50点] (答案用紙の試験科目欄には「民法」と記入してください。)

Aは、B所有の中古の建物（以下、本件建物という）を購入する売買契約（以下、本件契約という）をBとの間で締結したが、本件契約締結後、本件建物の引渡しを受ける前に、本件建物は火災（以下、本件火災という）により焼失した。

本件火災の原因が、①落雷によるものであった場合、②Bによる本件建物の管理が不十分であった場合、のそれぞれにつき、本件建物の代金が、まだAからBに支払われていない場合と、既にAからBに支払われている場合とに分けて、AB間の法律関係について検討しなさい。

第2問 [50点] (答案用紙の試験科目欄には「民法」と記入してください。)

Aは、Bから、B所有の建物(以下、本件建物という。)を、期間4年間、賃料月額10万円で賃借する旨の賃貸借契約(以下、本件賃貸借契約という。)を締結し、居住をはじめた。本件建物は老朽化していたため、Aが本件建物に居住してからしばらくして、降雨のたびにリビングルームの天井から雨漏りがするようになり、リビングルームが使用できない状態になった。

この場合において、(1)及び(2)の小問に答えなさい。((1)及び(2)は独立した問いである。)

(1) Aは、Bに対して本件建物の天井を修理するように求めたが、Bは修理しようとしなかった。そこで、AがBに対して賃料の支払を拒んだところ、BはAに対して、賃料の支払を求め、その後、本件賃貸借契約を解除する旨の意思表示をした。この場合において、Bによる解除は認められるか。

(2) Aは、Bの承諾を得ずに、自分の費用で、本件建物の天井を修理した。その後、賃貸借期間が満了し、本件賃貸借契約が終了したため、Bは、Aに対して本件建物の明渡しを求めた。これに対して、Aは、天井の修理にかかった費用を支払うようBに請求したが、Bは、Aの請求に応じなかった。Aは、Bが上記費用を支払わないかぎり、本件建物を明け渡さないと主張しているが、Aのこのような主張は認められるか。

第3問 [50点] (答案用紙の試験科目欄には「民事訴訟法」と記入してください。)

AはBに対して100万円の貸金債権を有しており、民事訴訟によりその返還を求めたいが、法律に疎いので、実際の訴訟活動は現役の法科大学院生である友人Cにやって貰おうと考えている。この場合にAが採りうる方法として、①Aは、この貸金債権に関する民事訴訟についてCに訴訟委任する、②Aは、この貸金債権についての管理処分権限をCに授与する、③Aは、訴訟提起を目的としてこの貸金債権をCに譲渡する(訴訟信託。信託関係は、同訴訟における判決の確定をもって終了し、貸金債権は再びAに帰属するものとする)、の3つがある。それぞれについて、誰が原告となるか(Cが原告とならない場合、Cはいかなる資格でこの訴訟に関与するか)、原告となる者はどのようにして原告適格を取得するか、確定判決の既判力は誰について生じるか、説明しなさい。

[解答上の注意] ①ではCが弁護士でないこと(民事訴訟法54条1項)、②が原則として許されないこと、③では信託法10条、がそれぞれ問題となり得るが、これらの論点について触れる必要はない(触れても加点要素としない)。

第4問 [50点] (答案用紙の試験科目欄には「会社法」と記入してください。)

乙株式会社(公開会社であり、監査役設置会社。以下、乙社と記す)は、スーパーマーケットを経営しており、平成25年2月10日に設立登記されている。乙社は、設立時から、神戸市〇〇区△△町××番の土地(以下、本件土地と記す)につき所有者である甲より賃借し、その上に店舗を建てて営業してきたのであるが、平成26年3月12日、店舗の大幅な増改築を行うのに伴い、乙社取締役会は本件土地の取得を決定した(以下、本件取締役会決定と記す)。本件土地の売買代金は10億5000万円とされたが、これは乙社純資産額の2分の1を超えるものであり、また当該時点での適正な本件土地に対する評価価格を20%程度上回るものであった。平成26年4月1日、甲と乙社は本件土地の売買契約を締結し、同時に本件土地に係る賃貸借契約を合意解約した。

後日新聞報道で本件土地の買受を知った乙社の株主Xは、本件取締役会決定は重大な経営判断の過ちであり、乙社は重大なダメージを被ったと考え、同年7月1日、乙社代表取締役Yに対する株主代表訴訟を提起するに至った。

本件において、最も効果的なXの主張はどのような内容となるべきかについて検討しなさい。

平成26年11月22日実施

平成27年度 神戸大学 大学院 法学研究科 実務法律専攻
入学試験 試験問題「出題の意図」

法律科目〔 民法・民事訴訟法・会社法 〕

第1問（民法）

本問は、中古住宅の売買契約の締結後引渡前に、売買目的物が滅失したという後発的不能の事例につき、火災原因が落雷による場合と、売主の管理が不適切であった場合とについて、売主・買主間の法律関係を検討することを求めるものである。解答に際しては、危険負担・債務不履行についての基礎的な知識とその運用能力を示すことが求められる。

第2問（民法）

本問は、賃借物の修繕が必要になった場合における賃貸人と賃借人の法律関係を問うものである。小問（1）は、賃貸人の修繕義務の不履行を理由として賃借人が賃料支払を拒絶した場合に、賃貸人が賃貸借契約を解除できるかどうかを問うものである。小問（2）は、賃借人が、賃借物の修繕のために支出した費用について、どのような根拠に基づき、賃貸人に対してその償還を請求することができるか、及び、賃借人が、費用償還請求権を被担保債権として、賃借物について留置権を行使することができるかどうかを問うものである。

第3問（民事訴訟法）

訴訟委任による訴訟代理、任意的訴訟担当、訴訟信託は、いずれも権利主体の意思に基づいてその権利に関する訴訟行為を他人に行わせる点では目的を共通にする制度であるが、当事者となるのは誰か、当事者となる者の当事者適格と根拠、確定した判決の既判力が民事訴訟法115条1項の何号により誰について生じるかについて、違いがあることを訊ねることを通じて、民事訴訟法上の基本的概念についての理解ないし知識の精度を確認することを狙った出題である。

第4問（会社法）

スーパーマーケット事業を営む乙株式会社が、設立時から事業に使用している当該店舗用敷地を、乙社の純資産額の2分の1を超える10億5000万円という対価で、会社設立後2年以内を取得したというのであるから、事後設立（会社法467条1項5号）に該当し、乙社の株主総会において特別決議による承認（会社法309条2項11号）を得なければならなかったところ、この間、そのような株主総会が開催された形跡はない（株主Xは新聞報道で本件土地の買受を知ったに過ぎない）。それゆえ、本件店舗用敷地の取得プロセスにつき、代表取締役Yに法令違反〔忠実義務（会社法355条）違反〕があったことになり、これは会社法423条の任務懈怠を構成するから、XはYに対して、会社法847条1項により、損害賠償の支払いを求めて責任追及の訴えを会社のために提起することができる。その際、どのような損害が乙社に生じているか、ということについては、乙社が本件店舗用敷地の取得のために甲に支払った購入代金は、当該時点での適正な評価価格を20%程度超過していたということであるから、原則としてその超過部分が乙社の被った客観的な損害額であると考えて良いだろう。この点、会社の通常取引における売買代金額の決定は、本来、経営判断による裁量に係るはずであるが、取締役の法令違反行為には経営判断原則は適用されないと考えるべきであるから、原則として当該時点における相当の評価額を超える代金を決定したことに、Yの裁量に基づく「任務懈怠のなかったこと」の推定は働かないと解される。また、当該店舗用敷地は今後も乙社にとって必要不可欠な事業用資産であるから、当該敷地の取得自体を乙社の損害と捉え、10億5000万円を損害額として構成することは妥当ではないだろう（当該敷地に対する賃貸借が相当期間継続するものとして、その間の賃料支払総額を10億5000万円から差し引いた額を損害額とする見解にも一理あるが、賃貸借の同一条件での継続を前提とすることや、「相当期間」を特定すること自体の困難性に鑑みて、この見解に基づく損害額の算定は事実上不可能であろう）。

平成27年度 神戸大学 大学院 法学研究科 実務法律専攻
入学試験 試験問題

法律科目〔 小論文 〕

問題

現代民主主義において市民や政治家などが展開する多様な選挙活動に際しては、テレビや新聞・ラジオ等の多様なメディアが重要な役割を果たしている。そうした中で、日本を始めとする諸国では、電子メールやソーシャルメディア等に代表されるように、インターネットを選挙活動により積極的に活用する動きが生じており、それに対しては賛否様々な議論が生じている。

以下の資料【1】～【6】は、このような問題を考える場合に参考になるものである。インターネットを選挙に際してより積極的に活用することに賛成する論拠、それに対する批判について、それぞれの対応関係を明らかにしつつ、資料【1】～【6】にあらわれている範囲で、かつ、資料【1】～【6】のすべてを用いて、1400字以内で整理しなさい。

その際、資料ごとにまとめるのではなく、論点ごとにまとめなさい。また、どの資料によったかを、資料の番号を示して、明らかにしなさい。資料番号は【 】も含め1マスで示せばよいものとする。

なお、使用した資料に付記してあった注・表などは省略したほか、必要と思われる箇所には表記の変更、注の付記などを行った。資料【1】～【6】にある下線部は、注を付記した箇所の範囲を表す。

出典

【1】曾我部真裕「インターネット選挙運動の解禁一初の実践例を経て見えてきたもの」法学セミナー708号(2014年)

【2】松井茂記「インターネット上の選挙運動の解禁と表現の自由」法律時報 85 巻 7 号(2013年)

【3】西田亮介『ネット選挙とデジタル・デモクラシー』NHK出版(2013年)

【4】前嶋和弘『「下からの起爆剤」か『上からのコントロール』かー変貌するアメリカ大統領選挙のソーシャルメディア利用』清原聖子・前嶋和弘編『ネット選挙が変える政治と社会ー日米韓に見る新たな「公共圏」の姿』慶應義塾大学出版会(2013年)

【5】大沢秀介「インターネットで選挙運動?ーインターネットと表現の自由の原理ー」法学教室 274 号(2003年)

【6】三浦博史『ネット選挙革命:日本の政治は劇的に変わる』PHP研究所(2010年)

平成26年11月23日実施

平成27年度 神戸大学 大学院 法学研究科 実務法律専攻

入学試験 試験問題「出題の意図」

法律科目〔 小論文 〕

小論文試験は、法曹を目指そうとする者が備えておくべき能力のうち、他者の主張を理解し、分析する力、要約する力、論理的思考力という初歩的な能力を備えているかどうかをみることを主な目的としている。

本問題は、インターネットを選挙に際してより積極的に活用することの是非をめぐる様々な資料を読み、議論の全体的な構造を明らかにすることを求めたものである。資料の論旨を精確に理解した上で、インターネットを選挙に際してより積極的に活用することに賛成する論拠、それに対する批判についてどのようなものがあるかを指摘し、それぞれの論理的な対応関係にも注意を払いながら、整理しつつ論じられたか否かが、評価のポイントとなる。